

東海

新年号

15. 01. 05

国土交通労働組合
東海建設支部
東海建設支部
東海建設支部

2015年末年 新春対談 社保庁民営化と裁判闘争

謹賀賀員新年

昨年(2014)の二月に提訴された「旧社会保険庁職員の解雇撤回」に関して、現在当事者とともに奮闘されている、全厚生中部闘争団の方々と「新春対談」を行いました。この対談は、現在の公務職場を再度認識し、また、不当に解雇された公務職場の仲間への支援に結集を求める内容となっております。

委員長挨拶

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお祈り致します。昨年末に衆議院総選挙が行われました。皆さんも「何の為の解散。総選挙なのか？」と疑問を持たれたと思います。「自民党圧勝」と報じられていました。結果は自民党が2議席減、一方連立与党の公明党が4議席増で、326議席を獲得し、衆議院で法案可決可能な3分の2を上回る議席を得ています。小選挙区の見直しとなり、史上最高の与

党率68.42%となりました。安倍内閣の2年間を振り返れば、最も危険だと思われるのが憲法解釈論からなる集団的自衛権の問題です。昨今アジアの国際情勢は緊迫した状況にあります。領土近海問題始め平和的解決が望まれます。再び「戦争への道」進むようなことは避けなければなりません。一方この選挙で再びアベノミクスへの支持を得たと報じられています。円安差益で輸出企業は利益を得、株式市場も持ち直しています。一方で輸入品の高騰により物価は上昇し、庶民の暮らしはより一層厳しくなっています。賃上げも大企業の一部にとどまっていますし、雇用も回復傾向と云ってはいませんが、失業率は未だ4%代、現役労働者の約4割が生活保護額に満たない状況は何ら変わっていません。消費増税以降、景気回復は失速しています。選挙の結果を見ても日本共産党が13議席増と最も増えていきます。アベノミクスが庶民の暮らしを厳しくしている現状だと云えます。

また「女性が輝く日本」と云っています。「男尊女卑」の日本において女性の地位が低い現状です。から改善が必要で、社会を築くには男性も含めた働き方を改めなければ、家庭と仕事の両立は女性に任せ、男性が家事や育児に協力しないと、働きにくいと思えます。民間ではまだまだ出産退職の現状があり、結果として、育児期を終えて仕事に復帰しようにも定職に就けず、パート・アルバイトの不安定雇用しか無いのが現状です。そうした日本の労働状態を改善せず、政府はただ保育所を増やすことを政策にしています。既に母性保護の法的規制は撤廃され、深夜を含めた低賃金労働者を増やす口実に過ぎないのです。公務員から始めると言われている配偶者控除や配偶者手当の廃止は正にその裏付けです。

女性の管理職比率を高めることも訴えています。労働で男性と同じように競争して管理職になるのは家庭への影響が大きく、結果として女性の能力が活かされないうい現状にあるのです。労働条件を改善しない限り、少子化を助長する

政府の今後の最大課題として「地方創生」と云っています。「まち・ひと・しごと創生法」の成立と「地域再生法」の改正が昨年行われ、この内容を見ていくと地方の「自立・自助」を強調し、その為の地域経済の活性化や人口減少の歯止めを地方の責任で行うように促しています。更なる規制緩和や地方分権も推進するとされています。認定地方公務員の派遣も述べられており、行政改革もセットで行われようとしています。真に国民にとって有益なものを見極めて、単に地方へ押しつけるのではなく、国としての責任を果たすように訴えています。

今年(2015)は年末です。未だに例えてまだ枝が伸びていない未成熟な状態であるとか、果実が未成熟な状態といわれています。日本経済が持ち直しの成熟する過程にあり、労働組合も奮闘して職場の皆さんの協力をお願い致します。





本年の対談については「社会保険庁の解体民営化」について、「何が目的で民営化を進められたのか」という視点と、分限免職が出ていくというところで、いわゆる「今は公務員だとして簡単に首が切られてしまう」という状況になっっていることを念頭に、年末の忙しい中、「全厚生中部闘争団」をお招きし、お話を伺いました。

いわゆる「のぞき見問題」から国会議員や芸能人の年金未納が明るみとなり、その後「消えた年金問題」等、社会保険庁の職員は、針のむしる状態でした。そして「日本年金機構」への移行に伴い、社保庁廃止となります。その際、525人もの人が分限免職になりました。地方整備局廃止案がかった出された時には約3割の職員が不要と言われています。社保庁解体と分限免職は、いわば前例ということになりました。

全厚生中部闘争団と愛知裁判闘争

中部の現状

○芝田委員長
前段で伺いたいのですが、分限免職を不当とし人事院公平審理で、中部でも「職場復帰できた人」と「職場復帰出来なかった人」が見えになるかと思うのですが、中部では何人の方が、復帰できているのですか？

○磯貝団長
中部で公平審理を求めたのが、「岐阜」で1名女性と、「愛知」で男性2名、女性2名の合計5名が人事院に申し出たのです。結果的に、「愛知」の2名の男性と「岐阜」の1名の女性については「処分取り消し」となって職場復帰をし、「愛知」の女性2名が「処分そのまま」という形になって、今回裁判となりました。



全厚生闘争団、磯貝団長・伊藤弁護士と
東海建設支部・愛知県協議会メンバー

三割が処分撤回

○芝田委員長
お二方が「職場復帰できなかった」ということで、率直に「職場復帰出来なかった理由」は？

○磯貝団長
今回の人事院審理というのは、「現職時の「人事評価」等は全く加味されず、厚生労働省への転任の「10分の面談」の評価結果だけで合否が決められた。」という内容で、問題点は「面接」で合格した人よりも人事評価が高かったのに「処分取り消し」にならなかったというのが問題だ」ということです。

人事院は面接評価が高かった人については処分取り消したが、人事院は国が行ったそのこと（面接）と処分については何の言及もしていない。ただ、10分程度の面接の極小さな部分をとらえて合否を決めたと言っていること。全厚生含む全体で71名のうち25名、約35%の人が職場復帰できた。逆に言うと、35%もの判断の誤りがあった。指摘された時点で全員の職員を職場復帰させるべきだと考えますが、厚生労働省は反省するわけでもないことから、裁判を起こしたわけです。

4号分限免職とは

○伊藤弁護士
そうですね、78条4号の項目に該当する「4号分限」ですね。

○芝田委員長
そういうものでは、我々の記憶の中では「国鉄」に始まり「大学」「国立病院」が組織改編に伴って使われてきたが、実際に国家公務員の分限免職で裁判をされている事例は、今回の社会保険庁以外であるのでしょうか？

○伊藤弁護士
4号での裁判は無い。そもそも、4号での分限免職は事態がほとんどありません。裁判をやる中で色々調べる内に、過去に2例あっただけで、一つは姫路城の改修工事に関わる庁舎が工事が終了したため、勤めていた人が分限になった事例と、
(次ページへ)

(前ページより)

もう一つは40年前にあった憲法調査会がその当時役割を果たさなくな

った。その二つの事例が40年前にあるだけで、それ以降「4号分限」は一切行われてこなかった。その当時も裁判にもなっていないし、「4号分限」での裁判は初めてのケースです。

○芝田委員長

今回の裁判の中では、我々からするともちろん原告となられている2人の方々の職場復帰を勝ち取るのが重要と思うのですが、もう一方で「国家公務員の分限免職のあり方」についても気になります。先ほどの「4号」での裁判は初めて「とのことでしたが、憲法から見たときに、我々自身が労働基本権の制約がされているという中で、実際に「組織改編だからクビだよ」は身分保障という面では保障されてい

行われていますし、一定の制約が存在することに違反する場合は別として、制約がされている。

その代わりとして「人事院」など色んな形で制約を補うものがある訳ですが、基本的には労働者として当然基本権および身分保障が法律で定められておりまして、この4号分限免職は本当に基本的には認められるべきではないと思っております。だからこそ、今まで使われたことがなかったわけ

です。この間、色んな制度改革・変更の中で色んな組織改編がなされてきたわけですが、独立行政法人・あるいは郵政民営化であるとか、公務員の形・資格ではなくなった色んな改革が行われてきてい

ますけれども、その中で4号分限はさされてこなかった。それは、国公労連など組合の努力もあって「血を流す改革はしない」としてきており、「生首はきらせない」などの国会答弁も得られてきた中で、「クビ」にするようなことはしないと名言をさせてきたこともありま

ますけれども、その中で4号分限はさされてこなかった。それは、国公労連など組合の努力もあって「血を流す改革はしない」としてきており、「生首はきらせない」などの国会答弁も得られてきた中で、「クビ」にするようなことはしないと名言をさせてきたこともありま

○伊藤弁護士

おっしゃるとおり、労働基本権は当然公務員にも当てはまる一般的な解釈が一般的に



本件で弁護をされている伊藤弁護士

職場(日本年金機構)の現状は?



芝田委員長 質問する

で、自ら職場を去った人も大勢います。そういう人たちが、再就職する時には「あなたは社会保険庁で働いていたことをやっただけですか」と受け取られて、何人かの仲間が履歴書を出すだけで大変だと、みんな泣いていましたね。

○伊藤弁護士

人員で言う職員1万3千人を1万人に減らす計画だったんですね。さらに千人は民間から入ると言うことで、つまり4千人は、職を失うのが前提でした。

民間から千人も入れるぐらいだったら、(解雇者を)採用すればいいだけのことで、実際に日本年金機構発足時には

職員が全体で4割くらい、残りは有期雇用になりました。権限もなく(仕事に)迷ったときに所長や社会保険庁の判断がされるものが、民間であり厚生労働省に委託されたという感じだから、何かやるにしてもそこで責任というものが全然無くて、職場は機構になったときにはもうパーツクでした。

また、処分の以前に国民からのバッシングとか窓口の罵声だとか電話で叱られるとかということ



高橋副委員長 質問する

欠員があったんです。人事院審理の中で当局は「3月まで引張ってはいない」と正直に言っています。1月だと社保庁解体だから、分限免職できませんね。本当、首切りありきです。

○磯貝団長

民間の人たちに聞くと、あなた達が人事院に申し立てて、そんな35%の人が処分を取り消されて職場復帰出来るなんて事は画期的なことであって、そのこと自体をもっとPRしなさいと。当時の新聞は「制度が悪いのではなくて、そこに働く職員が悪い」と書いていたのが、朝日新聞が「これは政治のパワハラだ」と言うようなこと書いてくれた事もあって、良い流れに持って行きたいと思っております。

○高橋副委員長

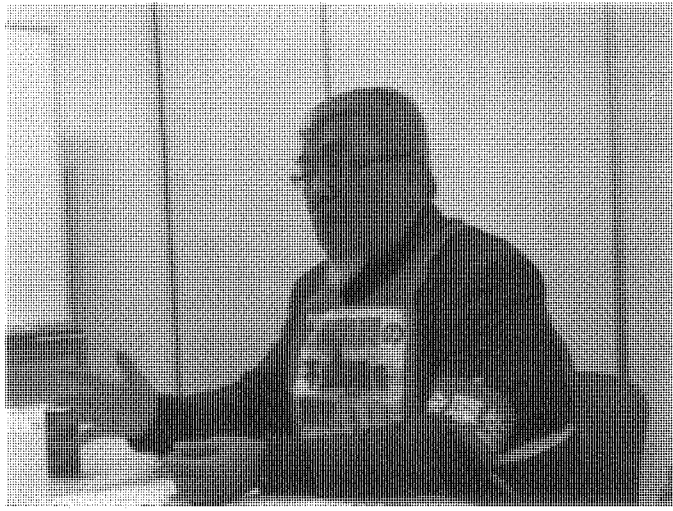
組織が変わっていく中で、そのまま働いていた人が全員採用される形になってしまおうと、看板の掛け替えみだりになってしまおう。

そのために、「解雇者」というのを作らないと、政府が国民に説明できないとしたのでしょいか。

○磯貝団長

国民の非難の矛先を国からそこに働く職員にすり替えているということですね。

(次ページへ)



状況も含め詳細に回答していただく
全厚生闘争団機員団長

(前ページより)
○芝田委員長

「消えた年金問題」も民営化で日本年金機構になって以降、解決は出来ていないのですか？

○機員団長

5000万件のうちまあ3000万件は記録が判明して本人の年金に結びついているんだけど、国民に対しては本人の記録と申した人の記録だと申し出た人に対して一致した場合記録に結びつけてきている。

本来の年金請求業務は続いている。人が削られて現役の職員仲間は泣いています。○芝田委員長
今有期雇用の方の話が出たのですけれども、確か社保庁から日本年金機構へ移った人の中にも有期雇用の方がみえたのではなかったでしょうか。
○機員団長
ええ、正社員という方と準職員という形で7年(採用)で有期雇用にせよ、プロを育てるという意識は全くないですね。3年たつたから辞めなさいとして、また新しい人が入るが年金制度を何も知らない人がそれを育てるのに人手がいるという悪循環ですね。

管理職や育休中の職員が分限免職に

○深見議長

使用者側である政府として、職員の「生首を切る」ことについてはかなりの英断が必要と感覚では思いますが、そこまで強権的になった背景はやはり「のぞきみ」にたいする「逆恨み」しかないと思われませんか？

○機員団長

それだけではないが、国民からの年金に対する怒りの矛先を、国鉄の時代ではないけれども「そこで働く職員が悪いんだ」「そんな職員はクビを切つて当然だ」として国民に納得させるような圧力を政府側がかけたと思っている。(それが「のぞき見問題処分」)

社会保険庁の仕事、業務は機構に全て継承される。だけど、職員の身分は継承されない。だから我々全員は「退職届」を書かされた。処分を受けた人。受けていない人にかかわらず。日本年金機構は新たに採用する時に、(処分を受けた人を)採用しなかった。その中には、何もしていない人、夫婦でクビを切られた人(京都の仲間)もいる。

○芝田委員長

今回の当事者2名の方は、はなしのある「成績不良」であったりは全くなかったのですか？

○機員団長

そのうちの一人は、当時50代で社会保険事務所の国民年金の課長職をやっていた。したがって、年金制度のベテラン職員でした。

もう一人は、30代で一人出産後にもう一人出産するといった「育児休業」の期間でした。

本来、「働く女性を守るべき立場」で、「仕事・家庭の両立」の為に奮闘すべき厚生労働省自らが、そういった立場の人を(クビを)切ることなど出来ないのに行っています。

組合があれぼこそ 裁判闘争へ

○芝田委員長

実際にその立場に立つて、やっぱり裁判をおこすのはすごく勇気がいると思います。

○機員団長

人事院の判定が出たのは、愛知県は全国で最後の方でしたが、みんなが裁判をおこなっている中で、女性2名は当初裁判に消極的でした。

○芝田委員長

我々フオロースすべき労働組合も、正社員が少なくなり、役員の高齢化により職場ポストが高くなっている、なかなか有給がとれない状況となるなど、色々ありました。

しかし、人事院と戦ってきた名古屋法律事務所伊藤先生を始め5名の先生は「いや、これは裁判でやろう」と「引き続き一緒にやろう」と言っていた。ただれた事が大きいです。

私自身も、この3月定年退職で再任用を打診されていたが、「裁判」をやっていく上で、本人たちの努力を労働組合としていかに支えていくかを重要に考え、支援を選びました。私たちは、「時の政権の意向のみでこんなにも簡単にクビを切られていいのか？そんなことは決してあってはならない。」としてきました。

また、自分達だけでなく、国公の仲間・民間の方を含めて皆さんの協力を得ながら頑張っています。

○芝田委員長

(人事院)審理を得て「これは裁判をすべき」と先生方も思われてますが、

先生自身「戦うべきだ」と思われた最大の要因は何でしょうか？

国の悪例 許してはならない

○伊藤弁護士

まずは「解雇」という重大な結果を野放しにしてはならないのが大前提であり、さらに「国(解雇)」そして「厚生労働省」という労働者を守るべき省庁が自らクビを切った事に対して、このままに捨て置いては「国上げての解雇が許される」といったルール、先例を作ってしまうことになる点です。

それはもちろん他の省庁にも波及する可能性もあります。民間でも「国が率先してやったクビの切り方は良いんだ」とお墨付きを与えてしまふと、影響もさらに大きなものになっていくだろう。その為に絶対に「先例を許してはならない」「させてはならない」「許されるべきではない」といった強い思いがあります。まずは、それが大きなもので、「これでやらせてしまつてはならない」といった思いが弁護士の間では比較的大きな要因です。



イラスト:大友執行委員

※木曾上では、ヤギを使って刈草処理した現場があります。

○芝田委員長
消えた年金問題も含めて働いていた人が悪いのではありません、制度上の問題や、今のように入金問題が、今のようにパソコンが整って記録がきちっと残っている時代ではなかった所が問題だと思いたすが。

ある人がここに勤めていたとか安易にその記録を結びつける、1年後2年後に私も勤めていたといわれると、慎重にならざるを得ないです。
○芝田委員長
たとえば、今回裁判を戦う上でそういう問題をいくのか、触れていくのか、

か、その背景が、国民の年金という制度の国民の信頼を回復を旗印にやっているわけです。そもそも、信頼回復という言葉はこの分限免職に結びつけて議論するのは間違いだと反論はしています。
まず総論の総論という入り口のところで、そもそも社会保険庁の解体というやりかた自体が、問題だったと言うと共に、社会保険庁職員に結びつけるのも誤りだといふことを強く言っているところですね。

分限は任命権者の責?

○芝田委員長
今回の裁判は、先ほど「身分保障の問題」など色んな事があるが、この裁判における「争点」はどのようなところでしょうか?
○伊藤弁護士
一つは、社会保険庁が解体して「身分引継条項」を作らずに全員一旦「クビ」にする、選別した上で新しい法人に「新規採用」する。この枠組みについて今までやられてきた方式とは全然違います。

点に設定したいと思っています。
年金業務を行う「社会保険庁」として無くなったというのには、「職が無くなった(廃職)」というのとは実質的に「同じ職務が無くなった」のか?と、これを「廃職」という条件に解釈した国の「処分」の違法性、これがひとつ大きな争点です。
仮に廃職にあたるとしても、民間で行けば「整理解雇の4要件」で、厳格に要件を満たさない限り解雇してはならないんだと。4要件にもある「解雇に実努力」なければなら



芝田委員長 質問をする

ないけれども、それをしてもいいから、回復をしないか。『回復努力をしないままに、解雇した裁量権の逸脱』が争点ですね。
その中で問題なのは「誰が分限回避努力を負うのか?」についてです。
国の主張は「任命権者(愛知社会保険事務局長)が努力

を負うんだ」と、非常に狭く狭く義務者をとらえているが、「無くなる組織の長に何が出来るのだ」といった話もありますので、「誰が(分限回避努力の)責任を負うのか?」という事で大きな問題を設定しています。
政府は「責任はないんだ、任命権者が責任を負うべきだ、出来る事は限られていた、限られた中で精一杯頑張ったからいいんだ」とこういう言い方です。
「誰が(分限回避努力の)責任を負うのか?」が、最大の争点だと思っております。

○磯貝団長
しかも2009年12月にクビを切られたが、翌年の1月、3月に厚生労働省は、113名の残務処理要員枠を持っていたが使わなかった。とにかく、「クビ切りありき」といった感じでした。
○深見議長
人事院がやっている試験を経て、その先にも各省庁が行う面接を経て初めて身分が与えられる形になるのですけれども、公務員という立場は残っているはずですよ。
政府として国家公務員の身分が残っている職員を何もしなかったというのには、どうも納得できないですが。
(次ページへ)

要員枠使わずにクビ切り

局の廃止の時に、省庁を超えてこちらが受け入れていきます。
○伊藤弁護士
社会保険庁も受け入れられていたのです。「受け入れてきた」にも関わらず、今回、他に「入ってもらえない」というシステムを「作っでもらえなかった」という状況になってます。

大法院の審理、勝利判決を勝ち取るために 社会的注目度も大切

○芝田委員長
特にこの裁判は四号での分限免職の例が無いにしても、雇用関係の裁判で大法院を使うことは異例なので無いでしょう

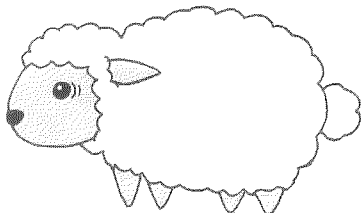
○伊藤弁護士
裁判長の個性により、判断されたことで、凄いなという訳ではない。ただ基本として毎回沢山人が来て、入れないという事柄が三回続いたため、次回からは(使用する)とい



和やかに話しいただく磯貝闘争団長・伊藤弁護士

う形に判断していただいている。(使用する際は)社会的関心があるというのにはベースにあると思いますが、その上であふれた際の最終判断は裁判官のため、よい裁判官ではあります。

○磯貝団長
私たちが弁護士の先生に言われているのは、いかに裁判官に原告を勝たしてやろうかと思つた時に、弁護士が同じように話しても、傍聴者が50人の席で、5人が10人しかいないのと、満席とでは裁判官のこの問題に對する関係者の関心・国民の関心というのを受け取るため、法廷が大きいという国民の関心が高いとか原告を勝たしてやろうという気にも一つの方法です。



私も、労働組合の方をブロック国公などで色々

○伊藤弁護士
裁判官がまとめにこの事件に取り組もうという気にさせられる。法律は学者により解釈が違い、判断ができるのはご承知のとおりで、どちらにもころびうる。手抜きの判決でなくて、本当に真剣に考えればならぬ、何しなればならぬ、何とか救済するための理屈を考えようと思わされる。一番大きな分かれ目が助けなきやと、誠意に反するなという位、真剣に考えさせることが大事だと思つています。

聴者の数も一つの要素であり、弁護士が理屈を主張するだけでなく、プレッシャーを加える事は判決に大きな影響を与えている。真剣に考えさせるとい

になり、注目しているという姿を見せることは不可欠だと思つているので法廷を一杯にしてプレッシャーを与え続ける事が大事。是非ご協力いただきたいです。

「次は我が身」

○伊藤弁護士

あと先ほども言ったが、これで負けたら次は他の公務員。次は我が身という風に多くの公務員が、国家公務員の方に考えて頂きたいと思つています。我が身のことと思つて是非取り組んで欲しい。

○磯貝団長

個人署名を9月3日名古屋地裁に5000筆渡して、二回目は12月末を目途に今現在は前回も入れて1万筆を超えたがやはり多くの署名を集めて提出したいと考えている。今国労連からも呼びかけているが、各地裁に文面が多少違う署名を提出する。

○深見議長

裁判に対して署名はかなり有効な手段になるのですか。

○伊藤弁護士

注目度を測る要素としては、大きな要素となると思う。

○磯貝団長
国民の信頼のためとして社会保険庁を廃止して日本年金機構を作つた。機構は民間だが、日本の年金制度は国が責任を持つてやるべきと私たちが思う。また国民の怒りの矛先を政府からかわすために、職員の手を切つていいという事にはならない。そのため我々許してはならないという事を常々思いつつ、何とか勝利したいと考えています。

○芝田委員長
署名や支える会、裁判の傍聴、このような集会等に結集し自分たちのことだと思つてきちんとしていきたいと思います。本日は長時間ご協力を頂きありがとうございます。これを元に職場の中にもこの問題をアピールしていきたいと思つています。

○磯貝団長
是非よろしくお願ひします。

